

令和 9 年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について

猪名川町教育委員会

令和 9 年度使用教科用図書の採択に関して、方針及び組織について次のように定める。

1 令和 9 年度使用教科用図書の採択方針について

令和 9 年度使用川西採択地区教科用図書採択に関する方針を、次のとおり定める。

(1) 採択の基本方針

- ア 文部科学省及び兵庫県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任の下、公正確保を徹底し適正な手続きを行う。
- イ 採択に当たっては、兵庫県教育委員会発行の「調査研究資料」を参考に、当地区の教育的文化的諸条件及び義務教育諸学校間の連携を考慮し、十分な調査研究を行い、慎重に採択する。

(2) 採択の方法

ア 小学校

令和 7 年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

イ 中学校

令和 7 年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

ウ 特別支援学級

文部科学省検定済教科書（下学年用含む）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択すること。

（ア）文部科学省著作教科書

①小学部

令和 7 年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

②中学部

令和 7 年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

（イ）一般図書

一般図書については毎年度異なる図書を採択することができるが、その際、文部科学省発行の「令和 8 年度用一般図書契約予定一覧」及び兵庫県教育委員会発行の「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択すること。

エ ユニバーサルデザインに関する配慮について

教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについて比較検討することが望ましいこと。

2 令和9年度使用教科用図書の採択に関する組織について

(1) 猪名川町立小・中学校（特別支援学級を含む。）教科用図書採択の組織

ア 猪名川町教育委員会は、兵庫県教科用図書採択地区に基づき、川西市教育委員会と共同して川西採択地区協議会（以下「協議会」という。）を組織し、協議会における協議の結果に基づいて、令和9年度使用教科用図書を採択する。

イ 協議会の委員は、規約に基づき、教育長、教育委員、義務教育諸学校校長及び教員、保護者、学識経験者並びに関係市町教育委員会事務局職員より選任する。

ウ 協議会は、義務教育諸学校教員から、調査委員を委嘱して、教科用図書の調査研究を依頼することができる。調査委員は、調査委員会を組織する。

エ 調査委員は、教科用図書について調査研究を十分に行い、調査委員会は、これを協議会に報告する。

(2) 協議会の任務

令和9年度使用教科用図書について、校種、種目及び種類ごとに教科用図書を調査研究し、選定を行い、教育委員会にその種類・理由を通知する。

